

中小企業の事業承継円滑化に向けた提言（概要版）

平成19年6月19日
自由民主党経済産業部会
事業承継問題検討小委員会

非上場株式等に係る事業承継税制の抜本的拡充

1. 非上場株式等の事業用資産の相続税の減免措置

(1) 対象

非上場株式に係る相続税の減免措置の抜本拡充を中核とする。
(現行制度は、土地は80%の減額措置、非上場株式は10%の減額措置)

(2) 事業継続要件

事業承継者に係る事業継続要件の設定が不可欠。形式要件としての株式保有継続、経営従事に加え、事業の継続・発展を通じて雇用確保を図る観点から、雇用確保に係る要件設定の是非についても検討。

継続期間は、5年（欧州主要国の例）や、7年（法人税の欠損金繰越期間）を目安に検討。

(3) 特例措置スキーム

事業承継者の承継後の納税負担が、事業の継続・発展のために有意に減免されることが重要。

納税猶予制度を構築する場合には、既存制度である農地の納税猶予制度との対比が不可避。過度の長期継続要件の弊害等を考慮すれば、既に事業用宅地で実現している80%の減額措置を事業用資産全体に適用し、80%以上の大幅減額制度を中心として考えるべき。

2. その他

非上場株式の評価方法や自己株式買取りに係るみなし配当課税の特例等について、必要な見直しを検討。

後継者問題等への対応（中小零細企業対策含む）

後継者問題等に関する諸課題に早急に対応すべく、以下の諸施策を相互連携をもって総合的・一体的に推進する。

中小企業経営者及び後継者向けの研修・セミナーに関する支援
事業承継対策の専門家が実施する相談等に対する支援
廃業と開業のマッチング・M & A支援事業等に対する支援
商工会議所・商工会の経営指導員等の必要な知識習得に関する支援
小規模零細企業・商店街における事業承継円滑化の支援
事業承継に際しての資金ニーズに対応する制度融資の創設等の金融支援

遺留分等の相続法上の問題に対する対応

遺留分等の相続法上の制度により、後継者への事業用資産の集中が制限され、円滑な事業承継の阻害要因となっていることを踏まえ、以下の対策を講ずる。

（配偶者や子供等に保障された最低限の資産承継の権利であり、原則法定相続分の半分）

1. 「事業承継契約（仮称）スキーム」の創設

事業承継に関する当事者間の合意に基づき、被相続人から後継者への事業用資産の生前贈与等に加えて、相続発生後の遺留分に係る紛争を防止するための手当てを包含する「事業承継契約（仮称）スキーム」を創設する新規立法措置を具体的に検討。

方向性としては、非後継者が遺留分放棄を行う際の手続の簡素化や、合意に基づく事業用資産の遺留分減殺請求対象からの除外等を中心に検討。

2. 生前贈与された株式の評価額を贈与時で固定できる制度の創設

生前贈与後の株式価値が後継者の貢献等により上昇した場合、遺留分の算定に際しては相続開始時点の上昇後の評価で計算されてしまうため、非後継者の遺留分が増加し、円滑な承継に支障が生じるおそれがある。

以上の問題を解決するため、一定の要件を満たす場合には、生前贈与された株式の評価額を贈与時のものとするところができる新規立法措置を具体的に検討。

また、上記以外の相続法上の論点についても、今後幅広く検討を実施。

以上

中小企業政策資料

自民党は事業承継に悩む中小企業を全力で支援します

毎年、7万社が後継者不在により廃業 雇用の喪失は20万～35万人

自民党は、円滑な事業承継を推進し、地域の経済と雇用を支える中小企業を全力で支援します。

相続税負担の問題の抜本的解決

中小企業の活性化

後継者問題に悩む中小企業を
予算・金融面から強力に支援

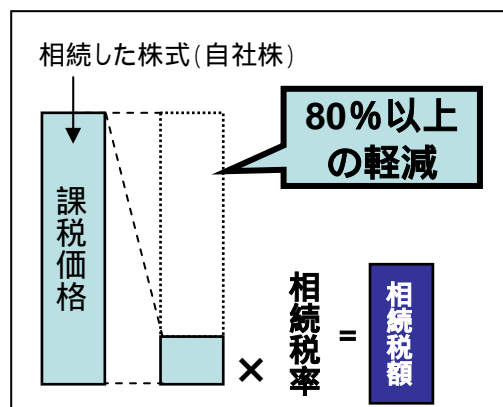
後継者への事業用資産
集中の制約要因を解消

1. 相続税負担問題の抜本的解決を目指します

- 相続税負担は、会社からのキャッシュ流出や事業拡大の抑制の要因
- 欧米では、事業承継円滑化のために相続税負担を大幅に軽減

一定の要件を満たせば、相続した自社株の相続税の課税価格を80%以上軽減する制度の導入を目指します。

中小企業経営者の皆さんは、相続税問題に悩むことなく事業に集中できます。



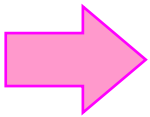
2. 後継者問題に悩む中小企業の予算・金融面から強力に支援

事業承継支援センターの全国設置

廃業と開業のマッチングを行い、事業承継に関する総合的支援を行うセンターを全国に配置します。

事業承継に関する金融支援

事業承継に際してのあらゆる資金ニーズに対応できる融資制度を創設します。



後継者不在による廃業を防ぐとともに、資金繰りの問題を解消します。

3. 後継者への事業用資産の集中の制約要因を解消します

「事業承継契約スキーム」の創設

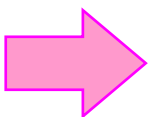
遺留分を放棄する際の手続の簡素化を行い、相続紛争を未然防止する制度を創設します。

遺留分…全相続人に保障された最低限の資産承継の権利で、法定相続分の半分が原則

贈与株式の評価額を贈与時で固定できる制度の創設

➤生前贈与財産は、相続開始時の評価で遺留分に合算されるため、贈与後の貢献により株式価値を上昇させた後継者に不利。

後継者の貢献で株式価値が上昇した場合、後継者の貢献を正当に評価し、株式の承継を促進する制度を創設します。



相続紛争を未然に防ぎ、事業を円滑に後継者に承継させることを可能にします。